

業務改善助成金が拡充されました

令和7年10月2日から新潟県最低賃金が
時間額1,050円に改定されます。

地域別最低賃金の改定に伴い、このたび業務改善助成金の対象事業場の範囲が拡充されました。

事業場内最低賃金が、**最低賃金額改定後の1,050円未満の事業場が、最低賃金改定日の前日（10月1日）までに、賃金を引き上げる場合についても助成を受けることが出来ます。**

また、特例的に賃金引上げ計画の事前提出が**省略**出来ます。

新潟県最低賃金が変わります

令和7年10月2日から

時間額

前年比
65円
UP

1,050円



会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人と雇う人のためのルールです。

* 「各種商品小売業特定期最低賃金額（時間額932円）」、「電子機器・デバイス・電子回路、電気機器器具、情報通信機器器具販売業特定期最低賃金額（時間額1,005円）」及び「白動車（新規）、白動車部分品・附属品小売業特定期最低賃金額（時間額1,015円）」について、今回の改正に伴い、新潟県最低賃金額を引いたため、令和7年10月2日からは新潟県最低賃金額が適用となります。

拡充措置による賃上げ期間／申請期限について

賃上げ期間／申請期限

事業完了期限

令和7年9月5日～10月1日

※申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日まで

令和8年1月31日(厳守)

※令和7年10月2日以降の募集を行う場合は、改めてホームページ等でお知らせいたします。

よくある質問



Q1 従来通り、申請後に地域別最低賃金改定日の前日（10月1日）までに賃金引上げを行う場合の申請についても申請することができますか。

A1 従来通りの申請も可能です。

なお、**申請期限は地域別最低賃金改定日の前日（10月1日）までとなっています**のでご留意ください。



Q2 賃金引上げ後の拡充による申請において、申請後に、賃金が引上げられていないことが判明したため、引上げ額を遡及支払いした場合でも、助成金を受けることができますか。

A2 **申請後の賃金遡及支払いは認めしておりません。**この場合は助成対象外となります。また、**申請後に賃金引上げ額に不足があった場合も助成金を受けられません。**



Q3 現在、事業場内最低賃金が1,040円です。10月1日までに賃金を引上げ、支払いが完了している場合、業務改善助成金の申請は可能ですか。

A3 **申請可能です。**今回の拡充により、**事業場内最低賃金額と地域別最低賃金額の差額が50円以上の事業場も対象となりました。**



新潟労働局・労働基準監督署・ハローワーク

(R7.9 新潟労働局作成)



Q4 9月5日から適用となる業務改善助成金の対象事業者の拡充とは具体的にどのような内容ですか？
拡充されたポイントを教えてください。

A4 中小企業のより多くの皆様に活用していただけるよう業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充します。
具体的には**事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満(1,049円)**までの事業者が、**地域別最低賃金の改定日の前日(10月1日)**までに賃金を引き上げる場合についても助成を受けることが出来ます。
以下、ポイントを解説します。

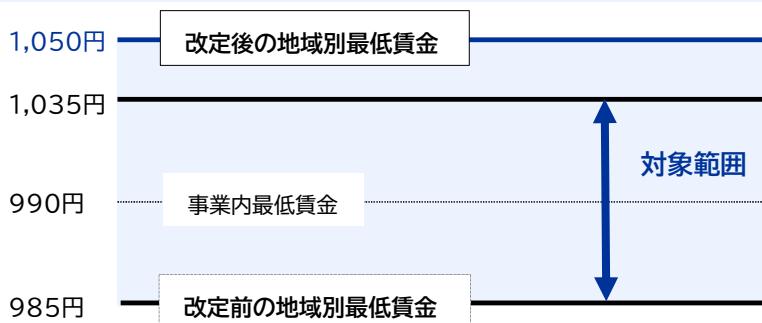


①対象事業場の拡大

*改定前(令和6年)新潟県最低賃金が985円の場合で説明します。

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

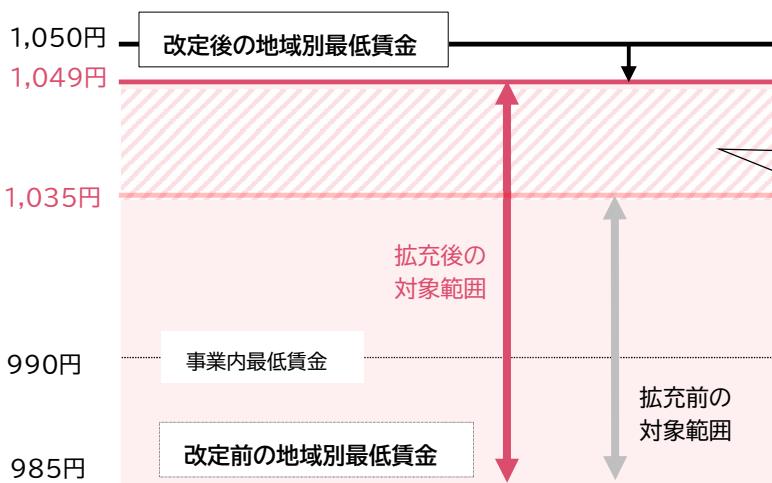


事業場内最低賃金が**1,035円**までの事業者が対象となります。

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

*改定前(令和6年)と改定後(令和7年)の地域別最低賃金の差額が51円以上の場合



この場合、これまで対象外だった事業内最低賃金が**1,036円～1,049円**の事業者も申請の対象となります！

事業場内最低賃金が**1,049円(改定後地域別最低賃金未満)**までの事業者が対象となります！

*事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

拡充のポイント



Q5 9月5日からの拡充申請で、賃金引上げ計画の事前提出を省略した場合、賃金引上げ後にはどのような手続が必要ですか。

A5 9月5日からの拡充申請では、賃金引上げ計画の事前提出は不要ですが、賃金引上げ後の申請においては、**賃金引上げ結果に係る書類が必要**となります。

また、申請様式は従来の申請様式とは若干異なり、新たな様式は厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

以下、ポイントを解説します。



②賃金引上げ後の申請

従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

◎賃金引上げ計画

◎事業実施計画(設備投資等の計画)



申請書類を提出



計画の審査を受けます



労働局



交付決定を受けたら

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から10月1日までに、賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

◎賃金引上げ結果

①引上げ前6か月分、②引上げ後1か月分の賃金台帳の写し

③事業場内最低賃金額が規定された就業規則(賃金規程)の写し(※)

◎事業実施計画(設備投資等の計画)



申請書類を提出



計画の審査を受けます



労働局



交付決定を受けたら

- ・計画に基づく設備投資等の実施

(※)就業規則の届出が必要な事業場においては、賃金の支払いが終わっていれば、就業規則の提出は、労働基準監督署に届出済である場合に限り、事後提出として問題ありません。

助成金支給までの流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請

交付申請書
事業実施計画書、
等を労働局に提出
(※)

交付決定

交付申請書等を
審査の上、通知

事業の実施

申請内容に沿って
事業を実施
(設備の導入、
代金の支払い)

事業実績報告

労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

交付額確定と助成金支払い

事業実績報告書等を審査し、
適正と認められれば交付額の確定
と助成金の支払いを実施

助成金受領

ここで助成金が
振り込まれます

※賃金引上げ後の申請（拡充対象事業所）の場合、交付申請時に引き上げ前の6月分の賃金台帳と、引き上げを行った月の賃金台帳、事業場内最低賃金を定めた「就業規則」の提出が必要です。

参考ウェブサイト

・厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

業務改善助成金

検索



最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載
しています。

・最低賃金特設サイト

最低賃金特設サイト

検索



全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載して
いるほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃
金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・最賃引上げ日に対象者の賃金引上げ実績が確認出来ない場合、支給対象に含めること
が出来ません。
- ・必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・事業完了の期限は、2026(令和8)年1月31日です。
- ・同一事業場の申請は年度内1回までです。



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 9:00～17:00)



新潟労働局・労働基準監督署・ハローワーク